

# 相続預金手続き

## ケース別

# 必要書類&注意点

## 第8回の ケース

八木 正宣

税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®  
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

相続人の中に成年被後見人等がいる場合、  
準備いただく書類と注意点は？



### 相

相続人に認知症等で判断能力を失っている人がいる場合に、その人は単独で遺産分割協議を行うことができません。家庭裁判所で選任を受けた成年被後見人等が、本人を代理して・または同意を与えたいうえで、遺産分割協議を行う必要があります。

成年後見制度は、知的・精神障害、認知症など精神上的の障害で判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その人を援助する成年被後見人等を付けてもらう制度です。判断能力が衰えた後に、親族等が家庭裁判所へ申し立て、医師の鑑定書・診断書、本人に必要な保護・支援等の事情に応じ、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれます。

①「後見」：後見人は本人を代理して遺産分割協議を行います。

### ●遺産分割協議書の署名欄

・後見人等に「代理権」がある場合 ▶ 本人の署名押印は不要。  
代わりに後見人等の署名押印を確認。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和3年11月11日  
滋賀県大津市大江9丁目9番9号 相続人 近代花子  
上記 後見人 滋賀県草津市草津町1丁目2番3号 古代進 ㊟

・後見人等に「同意権」がある場合 ▶ 本人に加えて後見人等の署名押印を確認。

滋賀県大津市大江9丁目9番9号 相続人 近代花子 ㊟  
上記 保佐人 滋賀県草津市草津町1丁目2番3号 古代進 ㊟

②「保佐」：遺産分割協議については、保佐人の同意が必要となります。なお家庭裁判所に申立てのうえ、遺産分割手続きにおいて保佐人に代理権が付与されていることがあり、その場合「後見」と同様の権限を保佐人が有します。

③「補助」：遺産分割に関する手続きは原則として本人が行います。ただし、本人の了解のもと家庭裁判所へ申し立て、相続手続きについて補助人に代理権や同意権を与えているような場合、後見や保佐と同様の手続きが必要です。

後見登記がなされているかの書類を確認することも

確認ではまず、「相続届などの書類への署名・押印が困難」など相続人に判断能力を欠いていると思われる人がいる場合には、成年後見制度について説明し、家庭裁判所で後見人等の選任を受けるよう案内しましょう。

そして後見人等が選任されてい

る場合には、3つの類型や後見人等に与えられた権限を丁寧に確認していかなければなりません。遺産分割協議書や相続届の署名押印欄について、様式が異なります(図表)。

まず遺産分割協議書や相続届に、相続人本人を代理して、あるいは本人に同意する形で署名押印する「後見人等」を証明する資料として、法務局から交付を受ける成年後見登記制度(成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などを登記し、登記官が登記事項証明書を発行して登記情報を開示するもの)の登記事項証明書(サンプル)の添付を求めます。

なお、第三者が後見人等に就任していれば問題ありませんが、本人と後見人等が相続人どうしの場合には、遺産分割協議で利益相反の問題が生じます(連載第6回参照)。利益相反にあたる後見人等は遺産分割協議には参加できません。家庭裁判所に申し立てて、特別代理人を選任してもらう必要があります。

88

## 図表 相続人に成年後見人が選任されている場合の必要書類など



### ①相続届 預金の相続人に記入・実印を押印してもらう

❗預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

### ②出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等

本籍地の市区町村役場で取得(戸籍全部事項証明書=1通450円~、除籍謄本=750円~)

❗「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

郵送で取得可能(発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)

### ③すべての相続人の現在の戸籍謄本等

### ④すべての相続人の印鑑証明書

❗代理権や同意権がある場合は後見人等の印鑑証明書が必要(代理権がある場合は本人の印鑑証明書は不要)

住所地の市区町村役場等にて取得してもらう(1通300円~)

マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

発行後6ヵ月以内

❗「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

### ⑤成年後見制度の登記事項証明書

東京法務局にて取得してもらう(1通550円)

郵送で取得可能(発行手数料は収入印紙で支払う)

### ⑥相続預金の通帳・キャッシュカード

❗貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

❗通帳や証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求める

## サンプル 登記事項証明書(補助人選任+代理権付与のケース)

登記事項証明書	
補助開始の裁判	
【裁判所】	大津家庭裁判所
【事件の表示】	令和3年(家)第222号
【裁判の確定日】	令和3年10月18日
【登記年月日】	令和3年10月25日
【登記番号】	第2021-234号
被補助人	
【氏名】	近代 花子 ~ 割愛 ~
補助人	
【氏名】	古代 進 ~ 割愛 ~
【代理権付与の裁判確定日】	令和3年10月18日
【代理権の範囲】	別紙目録記載のとおり
【登記年月日】	令和3年10月25日
上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。	
令和3年11月1日 東京法務局 登記官 東城照男 ㊞	
登記事項証明書(別紙目録)	
代理行為目録	
1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分	
2 預貯金の管理(口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し)	
3 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割 ~以下割愛~	